

【解答例1】

まず、法律の適用が正義の尊重と両立可能である立場から論じる。近代国家は、人権を全ての人に保障することを憲法で規定し、憲法に基づき権利保障に必要な法律を作る。現代日本であれば、男女雇用機会均等法や障害者差別解消法といった法律がこれにあたる。行政機関は、これらの法律に基づき、企業に差別の解消や是正を求める。こうした法律の適用は、不平等や権利侵害を解消し、個人の幸福を増大させるという点で、法に必要な「善」を実現していると言える。また、全ての人に権利を平等に保障するという点で「衡平」を実現していると言える。差別に基づく人権侵害を受けていた人の権利が回復することで、各人に各人の権利が分配されるべきという「正義」の意味も実現する。このケースでは、人権を保障する法律の適用は、正義の尊重と両立可能であると言える。

次に、法律の適用が正義の尊重と両立不可能である立場から論じる。人権保障においては個人の生存権の保障が重要であり、政府はそのために公衆衛生の向上に努める。たとえば重篤化すると死に至る感染症が拡大した場合、多数の国民の生命を守るため、感染拡大を防ぐための法律が作られる。現代日本ではコロナ特措法がこれにあたる。特措法を基に、行政機関や地方自治体は、個人の自由な行動や経済活動の自粛を要請した。こうした法律の適用は、多数の国民の生命を守るという点で法に必要な「善と衡平」に適う。しかし、要請に従うことで、飲食業など特定業種の人だけが、著しい経済的不利益を被った。政府は彼らに協力金の給付を行ったものの、個々の事業者の被った損失に十分対応したものはならなかった。このケースでは、各人に各人の権利が分配されるという「正義」が実現

したとは言えず、法律の「過酷さ」が露わになっている。多数の利益を優先するために一部の人々の権利が侵害される場合、法律の適用と正義の尊重が両立し得ないのだ。

【解答例2】

日本国憲法では、国民が保障される自由や権利は公共の福祉のために制限される。自由や権利の行使とそれらを濫用しない自己制限による自由や権利の保持が必要で、国民の不断の努力が求められる。これを踏まえ、法律の適用は正義の尊重と両立可能であるか、ヘイトスピーチをテーマに考える。ヘイトスピーチは、マイノリティに対する否定的な感情を特徴づけ、言葉の暴力や物理的暴力を引き起こしかねない。人種差別撤廃条約が求める人種差別撤廃への取り組み対象であり、日本ではヘイトスピーチ解消法が施行された。

スピーチとあるように、表現の自由が絡み、規制への慎重論がある。しかし、ヘイトスピーチは、数的・経済的・政治的・社会的に不利な立場に置かれたマイノリティを狙い、対抗言論を封殺する。思想の自由市場には任せきれず、2013年の京都地裁判決がマイノリティの尊厳、脅迫されない権利などに実害を認めている。公共の福祉は、他者の人権と自己の人権の調整原理である。ゆえに、ヘイトスピーチ解消法に罰則規定がなくとも、表現の自由は制限され、侮辱罪等での法律の適用や、大阪市や川崎市などの罰則付き条例の制定は合憲判決がなされる。この場合、法律の適用は正義の尊重と両立可能である。

しかし、ヘイトスピーチ解消法は禁止すべき言動の明確な基準を示しておらず、ヘイトスピーチを伴う一部のデモは合法となる。これを止めようと民間人が直接抗議行動としてカウンターを行うが、デモ主催者側は表現の自由の侵害を主張する。合法の範囲内である

ヘイトデモに対しては、正義の尊重を叫んでも実力行使による阻止手段は現行法上違法になる。実際、権力の恣意的な運用により直接抗議者の中には暴行罪での逮捕者さえいる。これではヘイトスピーチは止められず、マイノリティに権利が分配されない。まさに法律の過酷さの発露であり、法律の適用と正義の尊重が両立し得ない事例である。

【解答例 3】

法律の適用は正義の尊重と両立可能だという立場からは、日本国憲法の理念の一つでもある法の支配の原則を根拠とすることができる。これは法が権力を拘束することで、権力者が恣意的な権力の行使を行うことを防ぎ、基本的人権が保障されるようにするものだ。基本的人権は、人間が生まれながらにして持っている権利であり、日本国憲法は基本的人権を尊重している。だが、戦前の大日本帝国憲法の下では、権利は天皇によって臣民に与えられたものとされており、法律で制限することができるかと留保されていた。そのため、治安維持法のような人権を抑圧する悪法も制定された。現在の憲法の下では、このような悪法を権力が制定することは認められない。法の支配は公正で公平な社会を作る基礎となるので、この原則が守られる限りは、法律の適用は正義の尊重と両立可能である。

法律の適用は正義の尊重と両立不可能だという立場からは、そもそも権力者によって悪法が作られる可能性が常に存在していることがまず理由としてあげられる。法を作る政治家たちが自分たちの利益を図る可能性を排除することはできない。悪法が作られてしまえば悪法もまた法ということになり、その適用は正義を尊重することにならない。また、かつては正義にかなっていると見なされていた法が現代では悪法になることもある。たとえ

ば、同性婚は未だに法律で認められていないが、このために同性婚を望む人々は、彼らの権利を分配されていない。社会は絶えず変化していき、法は後から従っていく。だが、司法が違憲判決を出しても法改正が行われないのは、同性婚に強く反発をする一部の人の政治家たちに対する影響力が大きいからだ。特定の人々の利益が法に反映されがちであるので、正義が尊重されていない。この問題に限らず権力者が聖人君子のように公平無私でない以上、法律の適用は正義の尊重と両立可能ではあるまい。

【解答例 4】

学説彙纂第1章第10法文によれば、法とは正義を実現するための掟である。だが、法は人が作ったものである以上は完璧では有り得ないため、第1章第1法文は、法は硬直した解釈しか認めないのではなく、善や衡平の手段であるとしている。一方、第9章第12法文が過酷さに言及するのは、善や衡平のためであるとしても、際限のない拡大解釈を戒めるのが目的である。法の適用も人間が行う以上は恣意性が介入する余地があるからだ。

法律の適用と正義の尊重が両立不可能とする立場から、日本社会における同性婚の禁止を挙げる。憲法が両性の合意を婚姻の要件と定めており、保守派が同性婚の禁止を主張する根拠となっている。異性婚の禁止は、多数派とは異なる性的嗜好の持ち主の幸福追求権を侵害しており正義に反する。「各人に各人の権利を分配」できていないからだ。しかし、この規定は、旧来の婚姻には親の同意が不可欠であり、個人の尊重が毀損された状況を正すことを目的としている。憲法制定時には、婚姻の形態として同性婚は広く認識されていなかったただけだ。とはいえ、手続き上のハードルが高い改憲の必要はなく、民法を改正す

れば是正できる。だが、国会での審議を踏まえると、実現までの道のりは遠いようだ。

両立可能とする立場から、侵略戦争を禁じた国連憲章と紛争の抑止を取り上げる。現実には、ロシアによるウクライナ侵攻が起きて、国際社会は手をこまねくばかりで、正義の尊重は軽視されているように見える。しかし、この行為を積極的に支持する国は少なく、ロシアは国際的信頼を失い影響力を減衰させた。ロシア自身も侵略戦争の不法性を自覚し法の恣意的な拡大解釈を主張せざるを得ないがゆえに、自衛権の行使を一方向的に強弁するのだ。確かに正義の実現には相当な時間を必要とし、実効性に関しては限界を認めざるを得ないが、法律の適用が正義の尊重をロシアに促していることは確かである。

【解答例5】

まず、法の支配の下では、法の適用と正義の尊重が両立可能であることを、国際法を例に論じる。国際社会は、法の支配がなければ、弱肉強食の世界となってしまう。力こそ正義の世界となれば、侵略行為や略奪、虐殺が横行し、大国や強者の権利は守られるが、それ以外の人々、特に弱い立場にいる人々の権利は蹂躪される。この状態を克服し、正義を尊重するには、法の支配の実現が必要だ。例えば、1993年に設置された旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所は、1991年以来旧ユーゴスラビアにおいて集団殺害、戦争犯罪、人道に対する罪を犯した人々を訴追し、正義の回復に貢献した。このように法の支配の下、国家間の紛争を国際司法で調停し、深刻な人道に反する罪を国際司法で裁くことが一般化すれば、法の適用と正義は両立可能となるはずだ。

次に、現在の世界では法の適用が正義の尊重と両立不可能であることを論じる。今まで論じてきたように国際社会における法の支配

が実現すれば、法の適用は正義と両立可能である。だが、現実には法の支配を実現することは極めて困難であるし、現在の世界は法の支配の実現からどんどん遠ざかり、力が正義であるかのような世界へと回帰している。法の適用が実効性を持つためには強制力が必要であるが、国際法にはこの強制力が欠けている。あくまでも国家間の協調によって国際法は効力を発揮できる。それゆえ、大国が国際法の適用を拒絶した場合には、なすすべがない。実際、国際刑事裁判所は、ロシアのプーチン大統領やイスラエルのネタニエフ首相などに対して逮捕状を発布したが、彼らは従うどころか恫喝を行っている。しかも、イスラエルを支援するアメリカの圧力が強まる中で、プーチン逮捕を主張する一方で、ネタニエフの逮捕状の執行に後ろ向きの先進国が増えている。正義を掲げてはいても結局は国益に左右されているにすぎず、そのような二重基準に正義の尊重はない。

【解答例6】

国際法は、国際社会のあらゆる問題に対応できるだけの法体系を持たない。また、国家に国際法を確実に遵守させる強制機構がない。そのため、国際法をどのように適用し、どの程度遵守するかは国により違いが生じる。たとえば、ある国の政府が、自国の政策に反対する民衆に暴力をふるった時に、国際連合は国連人権規約が謳う普遍的人権観に基づき、人権状況の改善を求める決議を採択する。近年ではミャンマーに対して暴力の停止を求める国連決議が採択された。また、国際刑事裁判所は、ジュネーブ条約などの国際条約に違反し、戦争犯罪を行った国の責任者に逮捕状を出す。最近では、ウクライナでの戦争犯罪に関与したロシアのプーチン大統領らに逮捕状が出た。しかし、国連決議を無視する国や、

国際刑事裁判所に加盟していない国は少なくない。それらの国は、国連や国際刑事裁判所が、自分たちの主権、国ごとに異なる事情や人権観を無視し、正しさを押しつけていると反発する。こうしたケースでは、法律の適用と正義の両立は不可能となる。

では、国際社会の課題を解決する上で国際法が無力かといえ、そうではない。たとえば、海洋法や国際通商に関する条約は、世界中で遵守され、公平な取引の基盤となっている。また、国際司法裁判所は、国境や海洋境界線を巡る国家間の係争を審理し、判決や司法命令を出している。裁判の基準となるのは国際法やその判例、各国に共通する法の一般原則などであるが、それらで対応することが難しい場合、当事国の合意のもと、「善と衡平」に基づいた審理が行われる。当事国の権利主張を聞き、具体的な事情を勘案しつつ、利害のバランスをはかった判決を下すのだ。当事国は、判決を「各人の権利の分配」、つまり正義として受け入れ、国家間の対立激化を避ける。以上のケースでは法律の適用と正義が両立可能である。